

第VI章

農具・家畜と水田規模の相互規定

前章では、ビルマ式社会主義的農地政策下でのZ村の土地制度の実態について述べた。そこではZ村の水田耕作権保有の特徴の一部として、Z村の水田耕作権保有面積がダドントゥンの範囲に集中していること、および従来議論されてきたような保有面積の細分化あるいは縮小化傾向は顕著ではなく、むしろダドントゥンは分割されにくいことが観察された。少数の農家がダドントゥンを分割しているが、せいぜい半分までである。他方、大規模農家の耕作面積をみてもダドントゥンの倍数になっているのがほとんどである。このように分割が制限されている理由として、法制的に禁止されていること、および供出制度によって農産物価格が低く抑えられているため細分化すると余剰が少なくなつて農業だけでは生活できなくなることはすでに述べた。

本章の目的は、1世帯の耕作権保有面積が細分化されない要因を、農民農業の技術的側面から補強することにある。農地、特に水田は農業における最も重要な生産手段であるが、農具や家畜と有機的に結合しなければ、農業生産の手段として十全ではない。本章では、農具および家畜の所有と水田耕作権保有の関係について考察し、ネーウィン体制の農業政策下で両者がどのように規定しあっていたのかを明らかにしていく。

1. 農 具

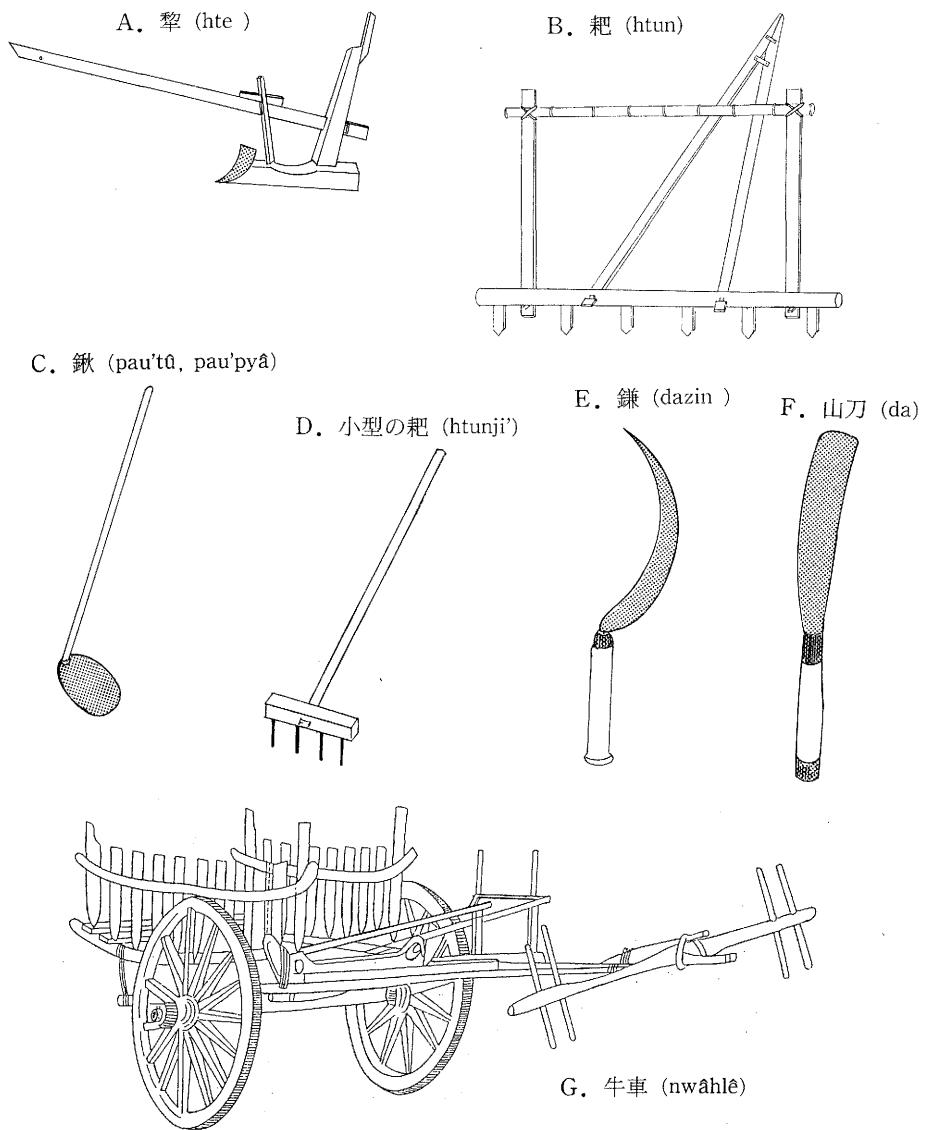
まず、Z村で使用されている農具類（第13図参照）の概要を述べていくことにしよう。

耕起作業は犁（ティー, hte）を、整地作業は耙（トゥン, htun）を、それぞれ2頭立ての役牛に引かせて行われる。特に堅い土質の水田や雑草の多い水田では、14～16本の金属性の歯がついた耙（セッコウツ, se'hkou'）が使用される。畦畔の修理や狭小な場所の耕起には鍬⁽¹⁾が用いられる。犁は、図にみるように中国式の杵形犁であるが、搖動犁ではなく2頭立ての軛犁である。シャン高原では水牛1頭立ての搖動犁が見られるが、平野部ではまったく使用されていない。雨期が始まるやいなや耕起が行われるので、水田はまだ堅く、大型の犁が必要であるからだと思われる。

田植えは人力で、手で直接苗を持って植えるという方法で行うが、水深の深いところではカイン（hkayin, 「フォーク」の意）と呼ばれる田植え棒が使用される。田植え後の水の管理や除草は行われない。デルタに降る雨によって水田は急激に水深を増し、水をコントロールしようにもなす術がないのである。だが、この急速な増水は雑草の伸張を抑え、除草なしでも稻の成育を可能にする。雨期には牛を舍飼にするので畦畔の草を大量に刈る必要があり、これに山刀（ダー, dâ）が使われる。

稻の刈取りは鎌（ダズィン, dazin）で行う。根元を20～30センチメートルほど残して刈り取る高刈りが普通であるが、短稈のHYVが導入されてからは根刈りも多く見られるようになった。HYVを高刈りしたのでは牛の餌となる藁が十分に得られないからである。脱穀作業はタリン（talîn）と呼ばれる脱穀場を作ることから始まる。乾いた土に散水し、ジャンドン（jândôun）という丸太を役牛に引かせて土を平らにして乾燥させると、脱穀場ができる。ジャンドンは落花生の種を播いたあと鎮圧作業にも用いられる。平らになつて固まつたタリンに刈り取った稻を並べて牛に踏ませると、穂から穂が分離

第13図 Z村の主な農具



(注) ■は金属部分。

(出所) 筆者調査による。ただし牛車については、Z村と同じものであるが、坂井富男『緬甸マライン地方に於ける農具に就て』、日本棉花栽培協会、1944年、による。

される。牛は役牛に限らず、牝牛や子牛も動員され、牛車を引かせて脱穀することもある。風選はシン (sin) という三つ又の櫓を組み、その頂点にざるを吊るしてその中に糲を入れ、ざるを揺らしてゴミを飛ばすという方法によって行われる (口絵写真参照)。風選された糲は牛車で運ばれ、米倉 (ザバジー, zabaji) かポウッ (pou') という大きな籠の中に貯蔵される。牛車は他にも供出用の糲の輸送や肥料、藁、薪などさまざまな物資の輸送にも使用される。

以上、Z村で使用されている主な農具とその使用方法について述べてきた。これからただちにわかるように、Z村では人力と畜力以外の動力は一切使用されていない。すなわち、トラクターやコンバインといった近代的農業機械はまだまったく入っていないのである。また耕作方法全般についてても、HYV の導入に伴って、田植え方法が糲の直播きや無秩序な田植えから正条植えに変わったことと化学肥料の使用以外は、イギリスの植民地時代の1880年代の農法からまったく変化していない⁽²⁾。ビルマ全土の農村についてもほぼ同様である。

上記の農具のうち、牛車以外はほとんどの農家が所有している。犁は購入すれば高価であると思われるが、犁轆や犁身、犁床などの木製部分は農家が自ら作成し、購入するのは金属性の犁鋸のみであるので、金銭的な負担は少ない。同様に、第26表に示したように耙や鎌なども安価であり、たとえ所有

第26表 主な農具の価格と耐用年数

農具	価格(チャット)	耐用年数(年)
犁	50	5~ 6
耙	100	5~ 6
牛車	3,000	15~20
鋤	30	3~ 4
鎌	25	4~ 5
山刀	25	3~ 4
ジャンドン	50	4~ 5

(注) 犁、鋤、鎌、山刀は、金属部分のみの耐用年数。

(出所) 筆者調査による。

していなかったとしても必要なときはいつでも購入できる。これに対し牛車の価格は3000チャットと桁違いに高く、役牛1頭の価格にほぼ匹敵する。そして以下にみるように、牛車の所有は水田耕作権の保有規模とかなり密接に関係しており、農家の経済的な階層性を表示する指標のひとつとなる。

牛車は牛と並ぶ最も重要でありかつ高価な農業資本財である。農村内での運搬手段は、頭に載せる、肩に担ぐ等人力による以外はすべて牛車に負っている⁽³⁾。牛車を所有しない世帯は、農業投入財や農産物の運搬のために牛車を借りるだけでなく、燃料用の薪を購入しなければならない。薪採取のための森林は村から牛車で1日の距離にあり、牛車がなければ薪を運搬できないからである。第27表は各世帯の水田耕作権保有面積と牛車所有台数の関係を表すクロス集計表である。後述する役牛の場合ほど顕著ではないが、ダドーントゥンに牛車1台というおおまかな傾向を見い出すことができる。牛車は農作業の上で人や牛といった動力ほど重要ではないので、牛車だけが有料で賃貸されることはある。しかし、牛車を所有しない世帯の多くは、生産あるいは生活の必要上、なんらかの形で牛車を所有する世帯の助力を仰がざるを得ず、村の総世帯数の3割しかいない牛車の所有者が非所有者に恩恵を与え

第27表 水田耕作権保有と牛車所有

水田面積 (エーカー)	牛車所有台数 (台)			(単位: 世帯) 小計
	0	1	2	
0	67	4		71
1~6未満	3	1		4
6~12	12	11	1	24
12~18	5	20	1	26
18~24		5		5
24~30		1	3	4
30~			2	2
小計	87	42	7	136

(注) R = 0.760。ただし、左上隅の67世帯を除いた場合は R = 0.487。

(出所) 第19表と同じ。

るという意味において、牛車は富のひとつの象徴ともなっている。

2. 家畜の所有

(1) 牛・水牛

牛を飼う目的は、使役および役牛の再生産のためであり、例外的に牛乳を販売する世帯が5世帯ある⁽⁴⁾。牛の価格は4歳のビルマ牛の役牛で2500～3000チャット、同歳の牝牛が2500チャット前後、水牛は牡牝とも2000～2500チャットである。すなわち、役牛価格は水田6～7エーカー分に匹敵し、2頭でダドーントゥンの価格にほぼ等しくなる。牛は水田とともに農家にとって最も重要な財産であり、相続やレップエで水田の代わりに牛を与えられることがしばしばある。水田耕作権の相続や生前相続では一子相続が多いと前章で述べたが、水田を相続しなかった子供たちの一部は牛（必ずしも役牛とは限らない）を相続する。そして、親やキョウダイから餌の供給を受けて牛を飼育し、当面は賃貸にして、将来的には耕作権の取得に備える。つまり、農地は分割されなくても財産の分割相続が行われなくなったわけではなく、牛も相続に一役買っているのである。

牛が財産として価値が高いのは、とりもなおさず農作業の動力として非常に重要だからである。そこで役牛の所有と水田耕作権保有面積の関係に注目してみることにする。特に役牛と水田の関係を取り上げるのは、農地改革における水田の配分過程で役牛の所有が最重要視されたからである。この分析の過程で、ダドーントゥンと役牛の関係が農地改革後30年間に変化したのかしなかったのかも明らかになるであろう。

ビルマで役牛（カインノワー、kâinnwâ）と言った場合ビルマ牛の去勢牛を指すが、水牛が牡牝とも使役されるので、ここでは去勢牛と牡牝の水牛の成牛を役牛と呼ぶことにする。ただし、水牛を飼っている世帯はZ村では4世帯だけである。ビルマの乾期は高温で乾燥するため、乾期には水牛を使役で

きない。水牛が死亡しやすいからである。シャン高原で水牛が多くみられるのは、彼の地の気温が平野部より低いことに起因する。なおビルマ牛の牝の成牛は繁殖用であり使役されない。

役牛の役割は主に三つある。第1に、水田の耕起および整地作業の動力として使われる。先述したように、Z村の農作業にはまったく近代的農業機器は導入されておらず、両作業とも2頭の役牛が動力源となる。第2に、脱穀作業において稻を踏みつけるために使われる。この作業には役牛ばかりではなく牝牛や子牛も動員され、去勢牛に牛車を引かせる場合もある。第3に、肥料、糞、薪などの運搬に利用される。運搬作業はほとんど乾期に行われるので炎暑下の乾燥に弱い水牛は使われず、2頭の去勢牛によって1台の牛車が牽引される。第1と第3の作業および牛車を引いて行う第2の作業では2頭がひとつのペアとなって使われる所以、ビルマでは役牛を数える際に「頭」(kaun)の他に「シン」(shin)という単位が頻繁に用いられる。シンとは「対」という意味で、2頭で1対となる。ダドーントゥンが「対」を基準にしているのは、このようなシンを単位とした役牛の使役方法の故である。

第28表は世帯ごとの水田耕作権保有面積と役牛所有との関係を表すクロス集計表である。水田保有面積が増加すれば役牛所有頭数も増加する傾向が一

第28表 水田耕作権保有と役牛所有

水田面積 (エーカー)	(頭) 役牛所 有頭 數								小計
	0	1	2	3	4	5	6	7	
0	61	3	6		1				71
1~6未満	3		1						4
6~12	8	1	10	2	3				24
12~18	5		17	2	1			1	26
18~24			1	4					5
24~30				1	1			2	4
30~						2			2
小計	77	4	34	5	10	1	2	0	136

(注) (1)「役牛」とは、ビルマ牛の去勢牛および牡牝の水牛の成牛を指す。

(2) $R = 0.764$ 。ただし、左上隅の61世帯を除いた場合は $R = 0.557$ 。

(出所) 第19表と同じ。

目でわかる。両者は相関係数0.764とかなり高い相関関係をもっている。さらに同表を詳しく見てみると、ダドーントゥン（10～14エーカー）には役牛1対、保有面積がダドーントゥンの2倍になると2対、3倍だと3対というおよその傾向を見い出すことができる⁽⁵⁾。もちろん、飼育されているのは役牛だけではなく、牝牛や子牛もあり、役牛1対に牝牛1～2頭、子牛2～3頭が普通である⁽⁶⁾。そうでないと役牛の再生産ができない。そこで、各世帯のすべての牛および水牛保有頭数と水田耕作権保有面積の相関係数を計算してみると、0.766とやはりかなり高くなっている⁽⁷⁾。

なぜこのような関係が生ずるのであろうか。以下ダドーントゥンと牛の保有との関係を規定する要因を探ってみることにしよう。Z村には共同放牧地や共同採草地は存在せず⁽⁸⁾、当該水田区画の耕作権を保有する者が排他的に処分できる稲藁と畦畔の雑草が家畜の主な飼料になっている。役牛を所有する非農家世帯は10世帯あるが、このうち8世帯は親戚や雇われ先の農家に藁や草を貰い、1世帯は藁を購入し、それぞれ役牛を飼育して農家に賃貸して収入を得るとともに、将来の耕作放棄地再配分や購入による水田取得に備えている。残りの1世帯、ウー・マウンピュー(5)の場合、4頭の水牛の成牛を所有するが、雨季はフレグー町の北側にあるA村に委託飼育に出している⁽⁹⁾。彼はフレグー町で働く公務員であり、その給与で牛を購入し、副業としてそれを賃貸している。また、保有水田面積5エーカーで役牛2頭を所有するソー・ポートゥー(87)の場合、カイン族総有地から草を補給しなければならず、まして牝牛や子牛を飼う余力などないので役牛を再生産することができない。さらに役牛4頭を飼育する保有面積12エーカー未満の3世帯はいずれも飼料の一部を購入して与え、役牛8頭を所有する3世帯の場合はA村に委託飼育に出し、それ一部を賃貸している。つまり、これらの17世帯は農地に比べ牛の頭数が多いので飼料を自給できない。

一方、水田耕作権は保有するが役牛を所有しない世帯が16世帯ある。うち3世帯は耕作放棄地再配分や購入によって耕作権を取得した。先述したように、購入は役牛の所有に無関係に行うことができ、耕作放棄地再配分の場合

は、役牛所有農家の中に希望者がいなければ役牛を持っていない者でも配分に与えることができる。また、11世帯は生前相続や相続によって耕作権を得た。彼らが牛を所有していないのは、先述の分割相続方法によって、牛は他のキヨウダイたちが相続したからである。このようなキヨウダイたちの一部には、下に述べるような農業経営上の協力関係がみられる。残りの2世帯は農地改革で水田を得た世帯であるが、役牛は息子に譲ってしまった。うち、ウー・オウントゥイン(106)は老齢で、次年度は水田耕作権も息子に譲ると言っていた。もうひとりのウー・アウンナイン(39)は役牛を息子に譲った後は他人から役牛を賃借している。これらの事例から、農地改革によって水田を得た世代においては役牛所有と水田耕作権保有が分かれ難く結びついており、役牛を所有しない農家が出てくるのは、なんらかの形で耕作権の移転が行われた後であるといふことができる。

役牛を所有しない16世帯は、11エーカーの水田があるが役牛が1頭しかいない1世帯ともども、役牛を借りなければならない。役牛の賃貸料は、雨期の耕起・整地用に借りると1シン（5月上旬～7月下旬）あたり糀50バスケット⁽¹⁰⁾、乾期の脱穀・運搬用（11月中旬～2月下旬）だと30バスケット（牛車も借りると35～40バスケット）が相場である。ただし、近親から借りると、雨期は40バスケット、乾期は25バスケット（牛車は無料）となる。17世帯の牛の調達方法の内訳は、雨期も乾期も賃借する世帯が7、雨期は賃借するが乾期は親戚から無料借用する世帯が4、雨期も乾期も親戚から無料借用する世帯が2、雨期は賃借するが乾期は自分のところの牝牛や子牛を使用する世帯が2、となつており、残り2世帯のうち、水田耕作権を兄に貸しているドー・キンヌ(13)は牛や牛車も貸しており、ウー・オウントゥイン(106)の水田は息子が耕作している。雨期有料・乾期無料の借用先は義父と伯父がそれぞれ2例計4例となっており、雨期・乾期とも無料借用するのは、コー・アウントゥン(25)が父(23)から、ノー・グリーミー(95)が兄(93)からそれぞれ無料借用する2例である。雨期・乾期とも賃借しなければならぬのは貸し手が他人のときであるが、例外的にコー・ニヤンナイン(36)は姉のドー・エーテー(32)から賃借

している。この場合、姉が牛を相続し、弟が水田耕作権を相続した。弟は未亡人となった姉世帯に飼料となる藁や草を無料で提供し、雨期に50バスケットという一般相場で、そして乾期には25バスケットというやや低い賃料で、姉の役牛1シンを借りている。相続によって生産手段が分割されたキヨウダイが、互いの生産手段の不足を補完しあっているのである。14エーカーを分割相続したノー・グリーミー(95)と兄ソーソー・ノーアー(93)が、牛を共同（形式的には無料貸借であるが）で使用しているのも同様である。また、雨期に賃借する世帯の中で、コー・ティンナイン(29)、ウー・ポーチョー(100)、コー・セインティン(115)の3者の水田耕作権保有面積はそれぞれ4エーカー、7エーカー、7エーカーとダドントゥンを大きく割り込んでおり、畜力が余ってしまうので、自らの水田の耕起・整地作業の終了後、牛と犁および耙を携えて他人の水田を耕しに行く。料金は1日糲3バスケットである。このように、牛を所有しない農家にとってもダドントゥンと役牛1対は強い相関をもっているのである。

以上述べたように、非農家で役牛を所有しない61世帯は別として、第28表の点線の右上側の17世帯は飼料を自給することができず、波線より左下側の17世帯は牛を借用しなければならない。両世帯群とも自己の経営の中で畜力の再生産ができないという意味で「非自立的」である。一方、両線で囲まれた41世帯の農家は「自立的」であり、ダドントゥンに牛1対という関係をほぼ保っている。ここでは牛の所有と水田面積は相互に規定し合っている。役牛1対がダドントゥンを規定する要因としては、第1に、農地改革時に役牛1対に対してダドントゥンが配分されたこと、第2に、役牛1対で耕作できる最適面積がダドントゥンであるという技術条件が考えられる。他方、ダドントゥンが役牛所有頭数を規定する要因としては供給できる飼料の量との関係が挙げられる。つまり、水田を分割するということは、役牛の使用が非効率的になり、かつ飼料を他人に依存しなければならないことを意味する。

高収量品種(HYV)の導入はこのような相互規定関係に変化を与える可能

性があるが、Z村の場合はそうではなかった。1981/82年にHYVが導入された後も、農作業過程における大きな変化といえば、化学肥料と正条植えが導入された程度で、役牛の使役パターンは変化していない。また、正条植えによって藁の本数は増加したが、HYVは短稈であるので藁の総量に大きな変化はなく、飼料供給の面からも変化はなかった。すなわち、水田の分割が敬遠される理由の一部は、役牛1対にダドーントゥンの水田面積が対応するという水田耕作の再生産構造が、農地改革以来まったく変化していない技術的停滞性にあるといえよう。

以上の考察から、水田、牛および牛車は、Z村農業の3大生産手段であり、水田ダドーントゥンに役牛1対と牛車1台がZ村の農業の資本構成の典型であるということができる。水田耕作権の保有はこの条件に緩やかに規定されているのである。

(2) 豚

豚を飼育する世帯は53世帯ある。そのうち50世帯は自ら繁殖させることをせず、生後2カ月の子豚を購入して肥育する。豚が小さいうちは庭先に粗末な豚舎を作つて育てるが、少し大きくなると庭に放し飼いにする。そして、10カ月肥育して1歳になると、フレグー町の中国人商人に売却する。生後2カ月の子豚1頭の購入価格は200チャットで、1歳豚の販売価格は1000～1200チャットである。これは3エーカー前後の水田から取れる糀の量を公定価格で換算した額に相当する。10カ月間の餌(糠や破碎米)代は約400チャットであるから、1頭あたりの純収入は400～600チャットになる。残りの3世帯は繁殖用の牝豚をそれぞれ1頭ずつ所有している。この牝豚は年に1回出産し、1回に12、13頭前後の子を産む。したがって、子豚販売からの年間粗収入は2400～2600チャットである。餌代は年間800チャット、種付け代は1回50チャットと諸費用はかかるが、純収入は1500～1700チャットと子豚の肥育よりもかなり実入りが良い。しかし、種付けが1回で成功するとは限らず、母豚や産まれたての幼豚の飼育にはコストとリスク(死亡)が伴うので、それを負担

できる世帯しか牝豚の飼育をすることができない。

豚を飼育する世帯はZ村総世帯(調査対象世帯)数136世帯の4割近くを占める。村内の豚の飼養頭数は86頭であるから、これを飼養世帯数の53で割ると、1世帯あたり平均1.6頭飼っている計算になる。この平均値にみられるように、1世帯あたりの飼養頭数は非常に少ない。1頭のみ飼育する世帯が30世帯と最も多く、次いで2頭が16世帯、3頭が6世帯、最多の4頭飼育する世帯はわずか1世帯にすぎない。すなわち、豚飼育は零細な家内副業的色彩が濃い。水田耕作権保有面積と豚の飼養頭数の相関係数はわずか0.086(N=53)であり、両者に相関関係はない。ただし、53世帯の飼養世帯中農家は31世帯、非農家は22世帯であるので、Z村の農家の46%、非農家の36%が豚を飼っていることになり、農家の方が豚飼育に対する選好がやや強いということはいえよう。

ビルマ仏教では豚を飼育することは悪業とされている⁽¹¹⁾。はじめから屠殺を目的として動物を飼うことは、「不殺生」の戒律に抵触し、悪徳を積むことになるからである。ところが、Z村の豚飼養世帯53世帯中、敬虔な仏教徒であるビルマ族世帯が42世帯と圧倒的多数を占める。しかも、繁殖豚を飼う3世帯はすべてビルマ族である。恥すべき卑賤な職業と見なされてきた豚飼いが、貧富の差を問わずZ村にかくも広まったのはいかなる理由によるものであろうか。村人たちの話によると、昔から豚を飼っていたのは宗教的タブーのないカイン族だけで、ビルマ族が飼いはじめたのは1982年頃からであるという。供出価格がまったく上がらないうえに年々微発が厳しくなるばかりの米作にだけ頼っていたのでは、諸物価の高騰に追いつけない、というのが彼らの言い分である。生活レベルの維持のために、彼らは豚飼いを決断したのである。このような事情から、ダドーントゥン以下の中小規模農がまず豚を飼いはじめ、やがて大規模農家層や非農家に広まつていった⁽¹²⁾。貧乏人の職業と蔑まれてきた豚飼育は、今では悪業と觀念されることもなく、Z村に根づき、これからも普及していく気配である。

(3) 家禽

Z村で飼養されている主な家禽は鶏とアヒルである。鶏は肉を、アヒルは卵を食するのが普通である。鶏およびアヒルの飼養世帯数はそれぞれ101世帯および23世帯であり、うち両方とも飼っている世帯が20世帯ある。つまり、アヒルを飼う世帯のほとんどは鶏も飼っているのである。他に、アヒルとともに鶴鳥を飼う世帯が2世帯ある。1世帯あたりの平均飼養羽数は鶏が4.7羽、アヒルが5.9羽であり、飼養羽数が最も多い世帯で鶏、アヒルとも30羽であるので、飼養規模はきわめて零細であるといえる。鶏の全飼養世帯のうち、農家は55世帯、非農家は46世帯で、アヒルの場合は農家17世帯、非農家6世帯となっている。ただちに、鶏は農家非農家に関わらず飼養されているが、アヒルは農家で飼われる傾向が強いことがわかる。水田耕作権保有面積と飼養羽数の相関係数をみてみると、鶏の場合は0.085 ($N=101$) と豚の場合と同じく両者に相関はないが、アヒルの場合は0.600 ($N=23$) と、飼養羽数と水田面積との間にかなり強い正の相関関係がある。これは、豚や鶏が庭先に放し飼いにされるのに対し、アヒルは雨期に水田に放される期間があるということによるものである。水田耕作権を保有しない者がアヒルを飼おうとする場合、親族か親しい人の水田に放す見込みがなければ飼養できない。したがつて、水田を保有する者がアヒルを飼育し、その面積が大きいほど飼養羽数が多くなる傾向がみられるのである。水田は稻や落花生が栽培されるだけではなく、牛の飼料場、アヒルの飼育場、魚の捕獲場等として利用されており、水田耕作権を保有する者はこうした周辺的な利益も享受することができるのである。

注(1) 鍬は形状によって名称が異なり、細長いものはパウットゥー (pau'tū) と呼ばれ、短くて幅の広いものはパウッピヤー (pau'pyâ) と呼ばれる。

(2) イギリス植民地時代の農法については、Morrison, *op. cit.*, pp. 25-26, を参考した。

(3) ただし、ウー・ポーティー(75)が自転車を1台所有している。

(4) 牛乳を販売しているのは、コー・マウンティン(2), ウー・チッマウン(34), ウー・ニヨー(65), ウー・ティンチャイン(63)およびウー・ポーティー(75)の計5世帯である。前三者の販売額は後二者に比べたら微々たるものでしかない。(63)は25エーカー、(75)は30エーカーの水田を保有する、村でも有数の大規模農家である。ウー・ティンチャインは、ビルマ牛の役牛3頭、同じく牝牛を2頭、水牛の牡牛2頭、牝牛3頭を所有し、ビルマ牛と水牛の乳を販売している。また、ウー・ポーティーは、ビルマ牛の役牛と牝牛それぞれ6頭の他に、1頭4000チャット(3歳)もする乳用種のフリーシアンを4頭所有している。

(5) ここで各世帯の役牛保有頭数をC₁、水田耕作権保有面積をLとし、仮にLを説明変量、C₁を目的変量として、単回帰式を作ると、

$$C_1 = 0.168 + 0.181L : R^2 = 0.584 \\ (1.341) \quad (13.723)$$

ただし、サンプル数136、()内はt値でLの係数は1%有意。となる。Lに12, 24, 36(ダドントゥンの中央値の倍数)を代入すると、予測値はそれぞれ2.3, 4.5, 6.7となり、やはりダドントゥンには役牛1対、ダドントゥンの2倍の保有面積には役牛2対、ダドントゥンの3倍には役牛3対がほぼ対応しているということができる。

(6) 第28表では役牛を所有する世帯数は59世帯であるが、他にビルマ牛の牝牛や子牛のみを所有する世帯が11世帯ある。うち農家は4世帯で、1~6エーカーが1世帯、6~12エーカーが3世帯である。

(7) ちなみに各世帯のすべての牛および水牛保有頭数をC₂、水田耕作権保有面積をLとして、注(5)と同様の主旨で単回帰式を作ると、

$$C_2 = 0.234 + 0.410L : R^2 = 0.587 \\ (0.827) \quad (13.810)$$

ただし、サンプル数136、()内はt値でLの係数は1%有意。という結果が得られ、ダドントゥン(10~14エーカー)の面積に対して、予測値は4.3~6.0頭ということになる。

(8) ただし、公道(畦畔は除く)、飲料水池、三日月湖などの周囲の草は自由に刈ってよい。また、先述したようにカイン族はユワミエーと呼ばれる総有地を持ち、カイン族ならばそこでの草刈りも自由である。しかし、これらの採草地は草の需要者数に比べて極端に少なく、牛1頭でさえ安定的には飼育できない。

(9) 成牛1頭あたりの委託飼育料は、ワゾー月末(7月下旬~8月上旬)からタザウンモウン月満月日(12月中旬)までが糲8バスケット、ダボードゥエー月満月日(1月中旬)までだと糲10バスケットである。ただし、子牛は無料。牛は飼い主が自ら連れて行かなければならない。

(10) 第IV章で述べたように、糲1バスケットの公定価格は9.55チャットである

が、Z村で賃料や労賃を現金に換算する場合には、1バスケット12チャットという換算率が用いられる。雨期の賃料や労賃はバスケットで数えても現金で払うことが多く、乾期はそのまま糲で払うことが多い。雨期は一般に米価が上昇するので、高い換算率が用いられるのであろう。

- (11) Nash, *op. cit.*, p. 49, 彼の調査した上ビルマのノンドウィン村では、よそから移ってきた貧乏人が、食うに困って豚飼いを始めたという。
- (12) 筆者の調査表には、「何年前から豚を飼い始めたのか」という項目があるが、これに対する回答がこうした経緯を裏づけている。